

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【訪問介護】

これらの要件は、令和4年10月1日現在のものであり、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)

16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1 施設区分

区 分	必 要 書 類
通院等乗降介助	<p>① 連絡票</p> <p>② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</p> <p>④ 道路運送法による免許書又は許可書の写し</p> <p>⑤ 通院等乗降介助の算定を申出る訪問介護事業所のサービス提供体制等確認票</p> <p>⑥ 運営規程(以下のとおり改正が必要)</p> <p>(参考)</p> <p>※「通院等乗降介助算定可能事業所」における運営規程に記載が必要な事項(例示) (太字部分を改定追記していただくことになります。)</p> <p>(指定訪問介護の内容)</p> <p>第〇条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 訪問介護計画の作成</p> <p>(2) 身体介護に関する内容</p> <p>① 排泄・食事介助</p> <p>② 清拭・入浴・身体整容</p> <p>③ 体位変換</p> <p>④ 移動・移乗介助・外出介助</p> <p>⑤ その他の必要な身体介護</p> <p>(3) 生活援助に関する内容</p> <p>① 調理</p> <p>② 衣類の洗濯、補修</p> <p>③ 住居の掃除、整理整頓</p> <p>④ その他必要な家事</p> <p>(4) 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容</p> <p>要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。</p> <p>(5) 前4項に定める指定訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関連する通知等に規定する訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>この規程は、令和〇年〇月1日から施行する。(←注：算定開始年月日)</p>

- 指定訪問介護事業を行う法人が、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業等の免許又は許可を有していること。
 - 「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年大阪府条例 115 号)第32条に基づき、介護等の総合的な提供の実施が可能又は可能と見込まれること(※)。
- ※ 『事業所の所在地市町村の意見』を参考に、提供されるサービス内容が、適正な居宅介護サービス費の給付に適うものと見込まれるかを併せて判断する。(届出の提出があった場合、上記の意見照会を行う。)

2 加算

項 目	必 要 書 類
定期巡回・随時対応サービスに関する状況	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(別紙15)
特定事業所加算(Ⅰ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙10) ⑤個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑥全てのサービス提供責任者の資格者証(写) ⑦誓約書(加算用)
特定事業所加算(Ⅱ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙10) ⑤個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑥全てのサービス提供責任者の実務経験証明書 ※⑤は「厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)」三イ(6)の要件適合の場合のみ必要 ⑦誓約書(加算用)
特定事業所加算(Ⅲ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙10) ⑤個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑥誓約書(加算用)
特定事業所加算(Ⅳ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙10) ⑤個別のサービス提供責任者に係る研修計画 ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分・サービス提供責任者分で作成)(参考様式1-1) ⑦誓約書(加算用)
特定事業所加算(Ⅴ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書(別紙10-2) ⑤個別の訪問介護員等に係る研修計画 ⑥誓約書(加算用)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成研修了証の写し

	⑤認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙26）
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員処遇改善加算届出書一式
介護職員等特定処遇改善加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等特定処遇改善加算届出書一式
介護職員等ベースアップ等支 援加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等ベースアップ等支援加算届出書一式

3. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年厚生省告示第19号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与 に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算 定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成12年3月1日老企第36号）

■割引率を設定する場合について

◆割引率の設定についての留意事項

- ・居宅サービス及び介護予防サービスのうち割引率の設定可能なサービスは次の通りとなります。

訪問介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護・介護予防短期入居
者生活介護、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・割引率の設定に関する届出は、毎月15日以前になされた場合には翌月から、毎月16日以降になされた場合には翌々
月からの適用となります。割引率の設定を廃止する場合も同様です。

◆割引率の設定届出に関する提出書類一覧

項目	必要書類	届出方法	留意点
割引率の設定	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（各サービスに対応した もの） ③指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引 率の設定について（別紙5） ④運営規程	郵送	

（参考資料）

1 割引率の設定方法について

- （1）事業所ごと、介護サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引
率（〇〇％）を設定する場合。

【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額（例）】

「厚生労働大臣が定める基準」で100単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合
（その他地域「1単位＝10円」の場合）

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率（5%）を100単位から割り引いた95単位を基に、保険
請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額：（100単位×0.95）×10円／単位×0.9＝855円

利用者負担額：（100単位×0.95）×10円／単位－855＝95円

- （2）「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、ひとつのサービ
ス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合。

【具体的な設定方法と要件】

- 1 設定方法
 - イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定(午後2時から午後4時までなど)
 - ロ 曜日による複数の割引率の設定(日曜日など)
 - ハ 暦日による複数の割引率の設定(1月1日など)
- 2 割引の実施にあたって満たす必要がある要件
 - ① 当該割引が合理的であること。
 - ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。
 - ③ ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。

2 運営規程の記載例

運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となります。

【訪問介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成(例)】

【割引率5%の場合】
(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割り引いた額とする。

【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成(例)】

(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別添(※)のとおり割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割り引いた額とする。

※運営規程の別添として割引率の適用条件を定めた一覧表を別に作成し添付してください。

3 別紙5の記載例

<別紙> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 事業所(施設)名

事業所・施設名	
---------	--

2 割引率等

サービス種類	割引率	適用条件
○○○○ 【サービス名を記入】	10%	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
	5%	(例) 日曜日、祝日
	%	